

実務研究

日本税務会計学会
平成23年6月 月次研究会



熊谷洋平[神田]

所得税の「雑損控除」と災害減免法による「所得税の減免」

はじめに

東日本大震災による被災納税者の多くは所得税の「雑損控除」や災害減免法による「所得税の減免」の適用を受けることが予想される。しかし、我々税理士

I. 雑損控除

1. 制度の概要

(1) 雑損控除
居住者又はその者と生計を一にする親族の有する資産について、災害等による損失が生じた場合において、その年における損失の金額の合計額が、当該損失

(2) 控除額		控除額
1	その年の損失の金額のうち災害関連支出の金額が5万円以下の場合	損失の金額-所得金額×1/10
2	その年の損失の金額のうち5万円を超える災害関連支出の金額がある場合	損失の金額一次のいづれか低い金額 ①損失の金額-5万円超の災害関連支出の金額 ②所得金額×1/10
3	その年の損失の金額がすべて災害関連支出の場合	損失の金額一次のいづれか低い金額 ①5万円 ③所得金額×1/10

(3) 手続き

この規定の適用を受ける場合には、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書

類を添付等しなければならぬ(所令262①一)。
(4) 控除順序
所得控除のうち雑損控除については、他の所得控除と区分して最初に所得金額

① 所得金額が500万円以下であるとき：所得税額の2分の1
② 所得金額が500万円を超え750万円以下であるとき：所得税額の2分の1
③ 所得税額が750万円

を計算することになるが、特に資産の取得価額が不明な場合には、①の住宅については地域・構造別の1㎡当りの工事費用に床面積を乗じて計算した金額から減価償却費を控除した額に被害割合を乗じて損失額を計算し、②の家財については世帯主の年齢に応じた家族構成別財産評価額に被害割合を乗じて損失額を計算する。この計算方法を区別してそれぞれ損失額を算出することができる(平成16年12月7日課税2-22)。

この「損失額の合理的な計算方法」は被災した資産を①住宅、②家財、③車両に区分してそれぞれ損失額を算出することができる(平成16年12月7日課税2-22)。

また、この規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に、この規定を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(災免令2)。

同一災害による損失は、所得税の「雑損控除」と災害減免法による「所得税の減免」のいずれか一方のみが適用可能となるため、両方の適用を受けられる場合には、いずれか有利な方を選択することとなる。損失額が大きくその年の所得から控除しきれない場合に

は、平成23年分の所得税に適用できないこととなった。この場合において、平成22年分の所得税についてこの規定の適用を受けた者に係る平成23年分の所得税についての同条の規定の適用については、平成23年に大震災による被害を受けたなかったものとみなす(震災特例法49、災免法2)。

II. 災害減免法による所得税の軽減・免除

1. 制度の概要

災害により住宅又は家財の価額の2分の1以上の被害を受けた者でその被害を受けた年分の合計所得金額が1000万円以下であるものは、所得税法の雑損控除に代えて、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる所得税の軽減又は免除を受けることができる(災免法2、災免令1)。

① 所得金額が500万円以下であるとき：所得税額の全部

② 所得金額が500万円を超え750万円以下であるとき：所得税額の2分の1

③ 所得税額が750万円

を超過するときは、平成22年分の所得税額が750万円

また、この規定の適用を受けようとする者は、確定申告書に、この規定を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(災免令2)。

同一災害による損失は、所得税の「雑損控除」と災害減免法による「所得税の減免」のいずれか一方のみが適用可能となるため、両方の適用を受けられる場合には、いずれか有利な方を選択することとなる。損失額が大きくその年の所得から控除しきれない場合に

は、平成23年分の所得税に適用できないこととなった。この場合において、平成22年分の所得税についてこの規定の適用を受けた者に係る平成23年分の所得税についての同条の規定の適用については、平成23年に大震災による被害を受けたなかったものとみなす(震災特例法49、災免法2)。

また、この法律の施行日前に平成22年分の確定申告書を出している場合には、平成22年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければならない。

また、この法律の施行日前に平成22年分の確定申告書を出している場合には、平成22年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければならない。

〈雑損控除と災害減免法の比較〉

	雑損控除	所得税の減免
対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産	住宅又は家財
損失の発生原因	災害、盗難又は横領	災害
適用を受ける者	災害等により損失を受けた者で、損失額が限度額を超える者	所得金額が1000万円以下の方で、住宅又は家財の価額の2分の1以上の損害を受けた者
控除額又は軽減額	損失金額-所得金額の10分の1等	所得税額の全額、2分の1又は4分の1
繰越控除	翌年以後3(5)年間の繰越可能	なし

III. 震災特例法による特例

1. 雑損控除の特例

住宅や家財などについて大震災により生じた損失の金額は、納税者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成22年の所得税において雑損控除を適用できることとなった。これは、大震災の影響により平成23年の所得がわずかしか発生しない納税者が多数となることが予想されるため、平成23年の適

は、平成23年分の所得税に適用できないこととなった。この場合において、平成22年分の所得税についてこの規定の適用を受けた者に係る平成23年分の所得税についての同条の規定の適用については、平成23年に大震災による被害を受けたなかったものとみなす(震災特例法49、災免法2)。

おわりに

所得税の「雑損控除」も災害減免法による「所得税の減免」も被災納税者の救済が制度の目的となっている。しかし、被災納税者を救済するとの観点からすると以下の点に問題があると考える。①所得税の「雑損控除」については、「他の所得控除」と区分して最初に所得金額から差し引かなければならない」という点である。例えば、その年の所得から引き切れないほどの損失が生じた場合には、基礎控除を含む他の所得控除を受けられないのと同様の結果となってしまう。被災していない納税者と比べ不利な扱いとなってしまう。やはり「雑損控除」の控除順序は最後にすべきである。②災害減免法による「所得税の減免」については、適用を受けられる者を所得金額が1000万円以下と制限している点である。被災納税者を迅速に救済するという観点からすれば所得制限を撤廃し、軽減額の区分を見直して適用対象者の拡大を図るべきである。